

【表紙】

【提出書類】 臨時報告書

【提出先】 関東財務局長

【提出日】 令和3年5月14日

【会社名】 東洋エンジニアリング株式会社

【英訳名】 TOYO ENGINEERING CORPORATION

【代表者の役職氏名】 取締役社長 永 松 治 夫

【本店の所在の場所】 東京都千代田区丸の内1丁目5番1号

【電話番号】 03(6268)6611(大代表)

【事務連絡者氏名】 総務部長 五 井 野 慎 司

【最寄りの連絡場所】 千葉県習志野市茜浜2丁目8番1号

【電話番号】 047(454)1503

【事務連絡者氏名】 総務部長 五 井 野 慎 司

【縦覧に供する場所】 株式会社東京証券取引所
(東京都中央区日本橋兜町2番1号)

1【提出理由】

東洋エンジニアリング株式会社と当社マレーシア現地法人であるToyo Engineering & Construction Sdn. Bhd. (以下、両者を合わせて単に「当社」といいます)は、タイ王国法人のTTCL Public Company Limited及び同社マレーシア現地法人であるTTCL Malaysia Sdn.Bhd. (以下、両者を合わせて単に「TTCL社」といいます)との間で開始された仲裁において、TTCL社より下記の通り請求を申し立てられましたのでお知らせします。

2【報告内容】

(1) 当該の仲裁における請求の申立があった日

2021年5月5日(仲裁機関から当社への通知は2021年5月10日)

(2) 当該請求の申立をした者の名称および所在地

名称 TTCL Public Company Limited

所在地 28th Floor, Sermit Tower, 159/41-44 Sukhumvit 21,
Asoke Road, North Klongtoey, Wattana, Bangkok, 10110, Thailand

代表者 Hironobu Iriya, President & CEO

名称 TTCL Malaysia Sdn. Bhd.

所在地 Unit E-6-4 Megan Avenue1, 189 Jalan Tun Razak, 50400 Kuala
Lumpur, Malaysia

代表者 Wanchai Ratinthorn, Director

(3) 当該請求の内容及び損害賠償請求金額

請求の原因及び提起に至った経緯

当社は、TTCL社が役務完了することなく工事現場より一方的に撤退したことにより被った損害を請求すべく仲裁を2021年3月26日に提起しております。これに対しTTCL社は、当社に対しchange order等の請求の権利があるとして、2021年5月5日、仲裁において44百万米国ドル相当(1米国ドル=109円換算で約48億円相当)の反対請求の申し立てを行いました。

請求の内容

当社に対し、change order等の請求の権利があるとして、仲裁において反対請求を行っている。

損害賠償請求金額

当社に対し、44百万米国ドル相当(1米国ドル=109円換算で約48億円相当)

(4) 今後の見通し

上述の通り、当社はTTCL社に帰すべき事由より被った損害の賠償を求めて仲裁を提起しております。TTCL社の反対請求は契約に基づく法的根拠に欠ける為、当社としては受け入れられるものではありません。当社としましては、今後の仲裁手続を通じて、事実関係や法的根拠を説明することによって、当社の正当性を主張して参ります。当該仲裁申立が当社の業績に与える影響等は現段階では無いものと考えておりますが、今後開示すべき事項が生じた場合は、速やかにお知らせ致します。

以上